

労働法の基礎講座

第9回



【賃金】 割増賃金（計算方法）

時間外労働（残業）や休日労働には、割増賃金を支払う必要があります。

割増賃金は、月給制の場合、「1時間あたりの賃金」を計算して割増率（次回講義）と残業時間数を乗じます。

1時間あたりの賃金 =

$$\frac{\text{月給額}}{\text{1年間における1か月平均所定労働時間（※）}}$$

（※例：1日所定労働時間7.5時間 × 年間労働予定日数260日 ÷ 12か月 = 162時間）

ここでいう月給額には、以下の手当を除きすべての手当等も合計したものととなります。

家族手当、扶養手当、子女教育手当、通勤手当、別居手当・単身赴任手当、住宅手当、臨時の手当て（結婚手当、出産手当など）

※家族手当、通勤手当、住宅手当などは、家族数や距離などに比例せず一律支給している場合は月給額に含める必要があります。

■ 歩合給の場合の「1時間あたりの賃金」の計算方法

歩合給とは「売上に対して〇%、契約成立1件に対して〇円」など、**成果に応じて定められた金額を支払う賃金制度**です。

歩合給であっても時間外労働や休日労働には割増賃金の支払いが必要です。

歩合給の場合の「1時間あたりの賃金」は以下のように算出します

1時間あたりの賃金 =

歩合給の総額

総労働時間数（残業時間等のすべての労働時間を含む）

（例：所定労働時間165時間 + 時間外労働時間30時間 = 195時間）